

キヤノン株式会社定款（令和4年9月1日改正）

第1章 総 則

（商 号）

第 1 条 当会社は、キヤノン株式会社と称し、英文では CANON INC. と表示する。

（目 的）

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種光学機械器具の製造および販売
2. 各種音響ならびに電気、電子機械器具の製造および販売
3. 各種精密機械器具の製造および販売
4. 各種医療用機械器具の製造および販売
5. 各種一般機械器具装置の製造および販売
6. 上記各号の製品に関する部品、材料等の製造および販売
7. ソフトウェアの作成および販売
8. 医薬品の製造および販売
9. 電気通信事業および情報処理サービス業、情報提供サービス業等の情報サービス業
10. 電気通信工事、電気工事および機械器具設置工事の請負
11. 不動産の売買、賃貸ならびに建築工事の請負および建築物の設計、工事監理
12. 労働者派遣業、動産賃貸業および旅行業
13. 環境の調査、解析および土壤、水等の浄化処理に関する事業
14. 上記各号に関する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、30 億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

② 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、請求時に当会社が売り渡すこととなる数の自己株式を保有していない場合は、この限りでない。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 前条第 2 項に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

- 第 11 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 12 条 定時株主総会は、毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。
 - ③ 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長とする。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項による決議については、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社は、取締役 30 名以内を置く。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第 21 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会長、取締役社長およびその他の役付取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

- ② 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 29 条 当会社は、監査役 5 名以内を置く。

(選任方法)

第 30 条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会)

第 34 条 監査役会は、すべての監査役で組織し、法律で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲において監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会の招集手続、決議方法等については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 39 条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする。

② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。